

平成24年深谷市教育委員会第3回定例会会議録

平成24年深谷市教育委員会第3回定例会

日 時 平成24年3月13日(火)
開 会 午後1時30分
閉 会 午前3時00分

場 所 深谷市教育庁舎 大会議室

出席委員 委 員 長 塩 谷 治 代
委員長職務代理者 柿 澤 俊 雄
委 員 田 中 章 子
委 員 西 倉 郁 夫
教 育 長 小 柳 光 春

出席職員 教 育 次 長 塚 原 寛 治
次 長 五十嵐 治 郎
次 長 豊 田 尚 正
次 長 澤 出 晃 越
教 育 総 務 課 長 新 堀 浩 一
教 育 施 設 課 長 大 川 清
学 校 教 育 課 長 神 田 昌 文
生 涯 学 習 課 長 武 井 茂
図 書 館 長 小 暮 利 明

書 記 教 育 総 務 課 長 補 佐 葦 塚 洋 明

1 開会

委員長が開会を宣告

2 前々回、前回議事録の承認

第2回定例会、第1回臨時会の会議録を全員異議なく承認。

3 会議録署名委員の指名

委員長が柿澤委員（2号委員）並びに西倉委員（4号委員）を指名。

4 会議の概要

(1) 会議

- ① 報告1 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱に基づく承認について
教育総務課長より説明
- ② 報告2 工事請負契約等の契約について
教育施設課長より説明
- ③ 報告3 専決処理の報告について【非公開】
学校教育課長より説明
- ④ 報告4 「深谷市教育・福祉連携マップ」及び「深谷市の支援マップ」について
学校教育課長より説明
- ⑤ 報告5 深谷市立公民館貸出基準について
生涯学習課長より説明
- ⑥ 議事1 議案第14号 深谷市教育振興基本計画を策定することについて
教育総務課長より説明
- ⑦ 議事2 議案第15号 平成24年度深谷市教育委員会重点施策を策定することについて
教育総務課長より説明
- ⑧ 議事3 議案第16号 深谷市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
教育総務課長より説明
- ⑨ 議事4 議案第17号 深谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
学校教育課長より説明
- ⑩ 議事5 議案第18号 深谷市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
学校教育課長より説明
- ⑪ 議事6 議案第19号 深谷市外国青年英語指導助手就業規則を廃止する規則
学校教育課長より説明
- ⑫ 議事7 議案第20号 深谷市中学生海外派遣事業実施要綱を廃止する告示
学校教育課長より説明

⑬ 議事 8 議案第 2 1 号 深谷市指定文化財の指定について
生涯学習課長より説明

(2) 発言の要旨

① 報告 1 深谷市教育委員会後援に関する事務取扱要綱に基づく承認について

委員長 事務局より説明を求めます。

教育総務課長 (概要を説明)

委員長 本報告について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

② 報告 2 工事請負契約等の契約について

委員長 事務局より説明を求めます。

教育施設課長 (概要を説明)

委員長 本報告について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

委員長 報告 3 「専決処理の報告について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項ただし書き、及び深谷市教育委員会会議規則第 1 1 条第 1 項の規定により非公開とすることよろしいでしょうか。

(全員賛成)

報告 3 は、非公開といたします。

③ 報告 3 専決処理の報告について【非公開】

【非公開案件につき内容省略】

委員長 ここからは公開といたします。

④ 報告 4 「深谷市教育・福祉連携マップ」及び「深谷市の支援マップ」について

委員長 事務局より説明を求めます。

学校教育課長 (概要を説明)

委員長 本報告について、質疑はありませんか。

教育長 この支援マップは親にはどのように渡しているのですか。

学校教育課長 今学校教育課の中で手作りで印刷している最中ですが、なんとか予算化を図り印刷部数を増やし、出来れば全保護者に、入学説明会等の学校行事の中で配付していきたいと考えております。またどのような所に置くのが効果的なのか等を踏まえ、来年度早々には対応していきたいと思っております。

委員 長 このリーフレットにある、「障害者の障害支援」のところに、西熊谷病院地域生活支援センターが入っているのですが、他の相談窓口は行政で、ここだけ病院なのは何故なのでしょう。

学校教育課長 西熊谷病院は精神障害者支援事業で連携を図っている部分があり、了解のもと載せてあると思いますので、相談窓口として対応が出来ると思います。

委員 長 ということは、例えば深谷市の子どもの保護者が電話したら、ここへ直接いく訳で、その情報は行政へ戻ってくるのですか。

学校教育課長 その部分については、もう一度確認を取りたいと思います。

教 育 長 旧深谷支所の総合教育センターの精神科の医師の方が、深谷市内にいらっしゃるのですが、色々な事業をしています。それは公的機関に勤めているからであって、ここはどういった支援センターなのか後でまたもう一度確認する必要がありますね。

⑤ 報告5 深谷市立公民館貸出基準について

委員 長 事務局より説明を求めます。

生涯学習課長 (概要を説明)

委員 長 本報告について、質疑はありませんか。

教 育 長 基準の政治関係の6が新たに入ったわけですが、深谷市の投票率はどのような実態があるのでしょうか。

生涯学習課長 投票率は国、県、市がありますが、全般的に深谷市は低い方です。国、県におきましては埼玉県下で低い方です。

教 育 長 ということは、この項目を入れたのは、この前の知事選も低投票率であり、住民に対して政治的素養を高めるといようなことを意図する狙いがある、6番を入れたということよろしいですか。

生涯学習課長 はい。投票率向上にあたって政治学習をすることにより、枠を広げていきたいと考えております。

澤 出 次 長 補足ですが、社会教育法23条の規定について、比較的曖昧な条文であり、政治関係でもどこまでが使える、使えないかの判断は、従来どこの市町村でも迷いがあったところでありまして、慎重を期するようというのが上からの指示です。慎重を期するようということですので、なるべく使わないできたのですが、近年の投票率の低下、政治へなかなか関心がわかないといった事態がありますので、そういったことを鑑み、行政が投票率の向上、住民の政治への関心喚起について、関わっていかなければならないという流れが生じてきています。またそれと共に、この23条がやや曖昧な内容でありまして、これについて県を通じて国等に問い

合わせたところ、特定の政党や候補者に利するような内容だと問題が生じますが、政治学習会、あるいは議会の報告会等を行ったからといって、それを以って直ちに23条に抵触するとは言えないとのことでした。その際に、広く住民への参加を呼び掛けるなどの点を重視するというような回答をいただきましたことから、今回このような項目を加えさせていただきました。

⑥ 議事1 議案第14号 深谷市教育振興基本計画を策定することについて

委員長 事務局より説明を求めます。

教育総務課長 議案第14号 「深谷市教育振興基本計画を策定することについて」、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたいので、教育基本法第17条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

委員長 本議案について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

委員長 本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑦ 議事2 議案第15号 平成24年度深谷市教育委員会重点施策を策定することについて

委員長 事務局より説明を求めます。

教育総務課長 議案第15号 「平成24年度深谷市教育委員会重点施策を策定することについて」、平成24年度に深谷市が進める教育施策を重点化し、教育行政を総合的に推進するため、平成24年度深谷市教育委員会重点施策を策定したいので、この案を提出するものであります。

委員長 本議案について、質疑はありませんか。

委員長 2頁の網掛けの上から4つ目のころざし深谷塾の部分ですが、他の網掛けの部分はテストの点数が上がったり、入試等の結果が出ることで分かりやすく評価が出来ると思いますが、ころざし深谷塾のようなものは、どのように評価を行うのでしょうか。

学校教育課長 伸びる子、いわゆる興味関心がある子どもたちが深谷塾のようなものに参加することによって、体験してきたものを自分の力に

して各学校に戻ると、授業を通して結びつく力がつくと思います。そういう意味で、学校教育課としては伸びる子を伸ばそうということで、関心意欲につながり、さらに学習に前向きに取り組める生徒が育つのではということで、すぐに形には見えませんが総合的に学力をアップさせ、支援していきたいと思います。

委員 長 3頁の網掛けの上から4つ目、小・中学生のキャリア教育の充実で、小学生の職場体験があるようですが、今までも小学生は職場体験があったのでしょうか。

学校教育課長 今までは「社会体験チャレンジ事業」ということで、深谷市では中学1年生で行っていたことです。今までの流れの中では、生徒指導や不登校対策という視点がありましたが、職場体験というのは、勤労観、職業観を育成する視点では2年生がいいだろうということで、来年度からは10校中7校が2年生で実施する形になっています。それを受け、小学校でも職業に触れる体験は、小中一貫の中で、キャリア教育の充実を図る上では大切なことです。まだ具体化はされていませんが、職業に触れる体験を小学校の高学年でも出来て、具体的な施策に結び付けばと考えております。

教 育 長 小学生の場合は、職業というのがなかなか現実的に捉えづらいので、難しい部分があり、小学校5、6年での社会科見学の中で、職業に目を向けていこうというところです。ただそれでもまだ弱いということで、昨年か今年の校長会でもお話しした中で、キッズニアなどに行って考えるのも一つの手法ですよ、と投げかけました。ただ高額なお金がかかるし、学校単位で行くのもどうかと考えました。ついこの前調べたら、この2年間深谷市内では社会科見学等で行っているところはありませんでした。したがってなかなか難しい現実があるのですが、社会科、総合的な学習の時間で、今までやっている以上の、職業に触れる取り組みをしていきたいと考えているところです。

西 倉 委 員 5頁の網掛けの上から3つ目に、武道の充実とありますが、中学生の授業で武道が入ってくることを指しているのか、小学校から武道を充実させるということなのか、教えてください。

学校教育課長 今、マスコミ等でも色々と騒がれていますが、来年度から武道が必修化されますので、中学生を対象としたものであります。

委 員 長 4頁の網掛け部分、一番上のまごころ先生についてですが、これについてはもう行われていると思いますが、子どもたちの反応や、まごころ先生と担任の先生とのやりとりで、こういうことが良かった等の話はあがっていますか。

学校教育課長 まごころ先生については今年度11名の方にお世話になりました。

て、各小学校5、6年生の内の1学年、中学校2、3年生の内の1学年ということで、全学級に1時間、道徳の時間に入っていました。色んな報告があり、その中には、先生方がまごころ先生と打合せをしながら、今まで研究が浅かった部分が、まごころ先生と一緒に授業に関わることによって、教材研究が大変深まったということ、また、自信を持って渋沢栄一翁の生き方を知ることが出来たという感想をいただいています。また、子どもたちは、いつも担任の先生から道徳の授業を受けているわけですが、45分の授業の一部、または終わりの部分で、まとめた形で違った視点から生き方について話したり、こういう視点で今後考えてほしいとの投げかけ等したりしますので、かなり子どもたちの反応も良いです。学校によっては感想文を寄せて、すべてまごころ先生に報告して、またやりとりが深まったとの報告も受けております。

委員長 本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑧ 議事3 議案第16号 深谷市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

委員長 事務局より説明を求めます。

教育総務課長 議案第16号 「深谷市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」について、深谷市教育委員会事務局の組織及び事務分掌を改めたいので、この案を提出するものであります。

委員長 本議案について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

委員長 本議案について、討論はありませんか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑨ 議事4 議案第17号 深谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

委員長 事務局より説明を求めます。

学校教育課長 議案第17号 「深谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則」について、埼玉県が小・中学校等事務職員及び学校栄養職員の再任用の職を新たに設定することに伴い、条文の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

委員長 本議案について、質疑はありますか。

(質疑なし)

委員長 本議案について、討論はありますか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑩ 議事5 議案第18号 深谷市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

委員長 事務局より説明を求めます。

学校教育課長 議案第18号 「深谷市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について、群馬県太田市前小屋町の一部及び二ツ小屋町の一部の深谷市への編入に伴い、当該町の区域を通学区域に加えたいので、この案を提出するものであります。

委員長 本議案について、質疑はありますか。

(質疑なし)

委員長 本議案について、討論はありますか。

(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑪ 議事6 議案第19号 深谷市外国青年英語指導助手就業規則を廃止する規則

委員長 事務局より説明を求めます。

学校教育課長 議案第19号 「深谷市外国青年英語指導助手就業規則を廃止する規則」について、外国青年招致事業の廃止に伴い、規則を廃

止したいので、この案を提出するものであります。

委員 長 本議案について、質疑はありませんか。
(質疑なし)

委員 長 本議案について、討論はありませんか。
(討論なし)

本議案について、採決をいたします。
本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑫ 議事 7 議案第 20 号 深谷市中学生海外派遣事業実施要綱を廃止する告示
委員 長 事務局より説明を求めます。

学校教育課長 議案第 20 号 「深谷市中学生海外派遣事業実施要綱を廃止する告示」について、深谷市中学生海外派遣事業の廃止に伴い、要綱を廃止したいので、この案を提出するものであります。

委員 長 本議案について、質疑はありませんか。
(質疑なし)

委員 長 本議案について、討論はありませんか。
(討論なし)

本議案について、採決をいたします。
本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。
(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

⑬ 議事 8 議案第 21 号 深谷市指定文化財の指定について

委員 長 事務局より説明を求めます。

生涯学習課長 議案第 21 号 「深谷市指定文化財の指定について」、深谷市文化財保護審議会の答申を受けて、深谷市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により深谷市指定文化財に指定したいので、この案を提出するものであります。

委員 長 本議案について、質疑はありませんか。
(質疑なし)

委員 長 本議案について、討論はありませんか。
(討論なし)

本議案について、採決をいたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成のかたは挙手をお願いします。

(全員賛成)

本議案は、原案のとおり可決、確定いたしました。

委員長 本日の議事はすべて終了いたしました。
次回第4回定例会は4月10日(火)午後1時30分開会です。

以上で、平成24年深谷市教育委員会第3回定例会を閉会します。